

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域 (三件) ……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……

○建築基準法による一定の一団の土地の区域 ……(同) ……

雑報

○東京都職員共済組合の役員退職及び就職 ……………

……………(東京都職員共済組合) ……

告示

●東京都告示第五百五十五号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区市谷本村町四十二番一の一部、令和七年三月二
同番十六、市谷左内町十二番二から 十一日

同番四まで及び十三番から二十番まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五百五十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、一番 令和七年三月二
の一部、二番、三番の一部、羽田空 十五日
港三丁目一番の一部、三番一から同
番十四まで、同番十五の一部及び五
番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五百五十七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区辰巳一丁目一番十五の一部、 令和七年三月二
六番から八番まで、九番一の一部、 十六日
同番二、十番、十一番一の一部、同
番二、十二番、十三番八、同番九、
十四番の一部、十五番一、同番二及
び十六番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五百五十八号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区赤羽台四丁目一番百八十一、同 令和七年三月二
番三百四十二、同番三百五十、同番 十六日
三百五十一の一部、同番三百七十一、
二百四十番一から同番十四まで、九
百六十三番一から同番八まで、赤羽
三丁目七百二十八番三、同番六、同
番七、赤羽北一丁目二百二十八番、
二百二十九番二、同番三、同番七、
二百三十番から二百三十二番まで及

び無番地

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

雑報

東京都職員共済組合の役員及び退職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和七年四月二十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

一 退職役員

役職名 氏名 所属 退職年月日

理事 笹沼正一 東京都職員共済組合事務局長 令和七年三月三十一日

二 就職役員

役職名 氏名 所属 就職年月日

理事 小笠原雄一 東京都職員共済組合事務局長 令和七年四月一日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号一箇月六、六〇〇円(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

